

(ボイラー)

第4条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土その他の遮熱材料で有効に覆うこと。
- (2) 蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕、一部改正〔平成11年条例第8号〕、一部改正〔平成14年条例第31号〕、一部改正〔平成17年条例第51号〕

## 【趣旨】

本条は、ボイラーの位置、構造及び管理の基準について定めたものである。

「ボイラー」とは、火気、燃焼ガス、その他高温ガス及び電気により水又は熱媒を圧力の有する状態で加熱し、温水又は蒸気を供給する設備をいう。なお、文理上は全ての種類及び大きさのボイラーが対象となるが、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に規定するボイラーは、当該規制との関係から条例による規制は適用されないため、本条の適用範囲は、小型ボイラー及び簡易ボイラーとなる。

ボイラーに関しては、その取扱いや設置方法によっては、火災、破裂などの重大な事故を及ぼすことが想定されるため、昭和26年の条例制定時に本条を設けたものである。

## 【解説】

ボイラーの位置、構造及び管理の基準、具体的な設置例等については、2から4までのとおりである。また、札幌市は、積雪寒冷地という気候上の特性があるため、ボイラー本体を屋外に設置したり、給排気筒全体あるいは給排気筒のトップ部分を屋外に設置するなど、設備の設置について屋外に至ることがある場合は、当該部分への積雪、当該積雪による設備への荷重過多、屋根からの落雪、当該設備の凍結等により、当該設備が破損、折損し、当該設備の機能不全により、火災の発生、排気ガスの漏えいに伴う人命危険に陥らないよう留意しながら設置する必要がある。

## 1 ボイラーによる火災危険（例）

ボイラーを設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
□	給排気筒の取付不良により、不完全燃焼が発生したことで灯油の未燃焼ガスが燃焼室内に滞留し続けた結果、燃焼室からの逆火により火災化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>給排気筒は、適正に固定すること。</li> <li>定期的な点検をすること。</li> </ul>
□	ボイラーの煙突を交換した時にロックウールを取り外したが、その後不燃材料での被覆を忘れたことにより、近接していた木材が着火して火災化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不燃措置を徹底すること。</li> <li>適正な離隔距離を設けること。</li> </ul>
□	ボイラーのリモコン背面の接続端子部分に異常な電気回路が形成され、異常に発熱したことでリモコンの基板に着火する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な点検をすること。</li> </ul>
□	ボイラーの凍結防止スイッチに不凍液が付着したことにより、スイッチ基板上でトラッキングが発生し、出火する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な点検や清掃をすること。</li> </ul>

【第4条（ボイラー）】

ボイラーによる火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心してボイラーを使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

2 ボイラーの種類

- (1) 「蒸気ボイラー」とは、水又は熱媒を加熱し、大気圧を超える圧力の蒸気を発生させて、これを他に供給する設備をいう。
- (2) 「温水ボイラー」とは、圧力を有する水又は熱媒を加熱し、これを他に供給する設備をいう。
- (3) 「貫流ボイラー」とは、管によって構成され、ドラムを有しないボイラーで、水又は熱媒を一端からポンプ等で送り、他の端から蒸気、温水等を取り出す設備をいう。
- (4) JIS S2109（家庭用ガス温水機器）及び JIS S3024（石油小型給湯機）に該当する機器は、大気圧以上の圧力がかかるため構造上はボイラーであるが、圧力が低く安全性が確認されているため、簡易湯沸設備又は給湯湯沸設備として取り扱う。なお、JIS S2129（都市ガス用瞬間湯沸器）についても同様の取扱いとしていたが、平成3年7月をもって廃止され、JIS S2109に統一された。
- (5) JIS S3021（油だき温水ボイラー）に該当する機器は、その適用範囲が使用水頭圧10メートル以下となっており、貯湯部が大気圧（0.098メガパスカル）以上にならないため、給湯湯沸設備として取り扱う。
- (6) 条例の規制対象範囲
  - ア 「小型ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第1条第4号に規定するボイラーをいう。
  - イ 「簡易ボイラー」とは、労働安全衛生法第13条第3項第25号に掲げる機械等（簡易ボイラー等構造規格（昭和50年労働省告示第65号）第1条関係）をいう。
  - ウ 条例規制の対象となるボイラーの範囲は、下表のとおりである。

蒸 気 ボ イ ラ ー	
簡易ボイラー	小型ボイラー
$P \leq 0.1 \text{Mpa}$ $A \leq 0.5 \text{ m}^2$	$P \leq 0.1 \text{Mpa}$ $0.5 \text{ m}^2 < A \leq 1 \text{ m}^2$
$P \leq 0.1 \text{Mpa}$ $D \leq 200 \text{mm}$ $L \leq 400 \text{mm}$	$P \leq 0.1 \text{Mpa}$ $200 \text{mm} < D \leq 300 \text{mm}$ $400 \text{mm} < L \leq 600 \text{mm}$
$P \leq 0.3 \text{Mpa}$ $V \leq 0.0003 \text{ m}^3$	
大気に開放した蒸気管を取付けた場合	
$A \leq 2 \text{ m}^2$ $d \geq 25 \text{mm}$	$2 \text{ m}^2 < A \leq 3.5 \text{ m}^2$ $d \geq 25 \text{mm}$
蒸気部にU形立管を取付けた場合	
$P \leq 0.05 \text{Mpa}$ $A \leq 2 \text{ m}^2$ $d \geq 25 \text{mm}$	$P \leq 0.05 \text{Mpa}$ $2 \text{ m}^2 < A \leq 3.5 \text{ m}^2$ $d \geq 25 \text{mm}$
$P = \text{ゲージ圧力 (Mpa)}$ $A = \text{伝熱面積 (m}^2\text{)}$ $D = \text{胴の内径 (mm)}$ $L = \text{胴の長さ (mm)}$ $V = \text{内容積 (m}^3\text{)}$ $d = \text{管の内径 (mm)}$	

温 水 ボ イ ラ ー	
簡易ボイラー	小型ボイラー
$P \leq 0.1 \text{Mpa}$ $A \leq 4 \text{ m}^2$	$P \leq 0.1 \text{Mpa}$ $4 \text{ m}^2 < A \leq 8 \text{ m}^2$
	$P \leq 0.2 \text{Mpa}$ $A \leq 2 \text{ m}^2$
$A = \text{伝熱面積 (m}^2\text{)}$ $P = \text{ゲージ圧力 (Mpa)}$	

貫流ボイラー	
簡易ボイラー	小型ボイラー
管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く。	
$P \leq 1\text{Mpa}$ $A \leq 5\text{ m}^2$	$P \leq 1\text{Mpa}$ $5\text{ m}^2 < A \leq 10\text{ m}^2$
気水分離器を有する場合（管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く。）	
$P \leq 1\text{Mpa}$ $A \leq 5\text{ m}^2$ $DS \leq 200\text{mm}$ $VS \leq 0.02\text{ m}^3$	$P \leq 1\text{Mpa}$ $5\text{ m}^2 < A \leq 10\text{ m}^2$ $DS \leq 300\text{mm}$ $VS \leq 0.07\text{ m}^3$
管寄せ及び気水分離器のいずれも有しないもの $V \leq 0.004\text{ m}^3$ $P \times V \leq 0.02$	
$P$ =ゲージ圧力(Mpa) $A$ =伝熱面積( $\text{m}^2$ ) $DS$ =貫流ボイラーの気水分離器の内径(mm) $VS$ =貫流ボイラーの気水分離器内容積( $\text{m}^3$ ) $V$ =内容積( $\text{m}^3$ )	

### 3 ボイラーの構造の基準（第1項関係）

- (1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分をけいそう土その他の遮熱材料で有効に覆う。
- (2) 「遮熱材料」とは、使用される熱媒の蒸気の温度に耐える材料をいい、けいそう土以外に、モルタルや粘土等がある。
- (3) 「有効に覆う」とは、遮熱材料の耐熱性及び遮熱性と蒸気温度とを勘案して遮熱効果が防火上有効であるように覆うことをいい、配管の温度が高温になるものについては、遮熱材料の選定に留意が必要である。
- (4) 蒸気の圧力が異常に上昇した場合は、自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設ける。
- (5) 「安全装置」とは、熱媒又はその蒸気が、異常に温度上昇し、若しくは圧力上昇を起こした場合に、熱媒又はその蒸気を放出する装置である。一般には、一定圧力に達すると作動する安全弁又は破壊板を設けているもの等がある。
- (6) 「安全装置」の構造は、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく安全装置に関する規格を参考とし、ボイラーの種類、大きさに応じて適当に考慮する。
- (7) 離隔距離の表中「フードを付ける場合」の距離は、ボイラーの上方からではなく、フード上方から計測する。

### 4 その他ボイラーの位置、構造及び管理の基準（第2項関係）

- (1) 第1項に定めるもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、第3条（炉）の規定を準用している。ただし、第3条第1項第11号及び第12号までの規定は除くものとする。具体的に準用される規定の概要は、以下のとおりである。各規定の詳細は、第3条【解説】を参照すること。
  - ア 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。（第3条第1項第1号関係）
  - イ 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。（第3条第1項第2号関係）
  - ウ 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。（第3条第1項第3号関係）
  - エ 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。（第3条第1項第4号関係）
  - オ 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。（第3条第1項第5号関係）
  - カ 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において、防火上有効な措置を講じ

## 【第4条（ボイラー）】

- たときは、この限りでない。（第3条第1項第6号関係）
- キ 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。（第3条第1項第7号関係）
- ク 地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。（第3条第1項第8号関係）
- ケ 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。（第3条第1項第9号関係）
- コ 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第3条第1項第19号の2アに掲げる装置（炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置）を設けたものにあつては、この限りでない。（第3条第1項第10号関係）
- サ ボイラーに附属する風道については、風道並びにその覆い及び支枠の不燃措置、風道のボイラーに近接する部分への防火ダンパー設置、ボイラーから防火ダンパーまでの部分等における可燃性部分との間の離隔距離の確保、給気孔のじんあい混入防止措置などをとること。（第3条第1項第14号関係）
- シ 固体燃料を使用するボイラーにあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床面上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気を図ること。（第3条第1項第15号関係）
- ス 固体燃料の灰捨場及び燃料置場について、灰捨場の不燃及び飛散防止措置、多量の燃料を使用する場合における燃料置場と火源との離隔距離の確保などの措置をとること。（第3条第1項第16号関係）
- セ 液体燃料を使用するボイラーの燃料タンク、配管等の附属設備について、飛散防止、地震による転倒防止、燃料タンクの強度、屋内に設ける場合の措置、有効なる過装置の設置、燃料装置に過度の圧力がかかるおそれのあるボイラーに係る異常燃焼を防止するための減圧装置の設置などを行うこと。（第3条第1項第18号関係）
- ソ 気体燃料を使用するボイラーにあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、金属管の使用、ねじ接続、フランジ接続、溶接等による接続方法、差込み接続による場合のホースバンド等での締め付けなどを行うこと。（第3条第1項第19号関係）
- タ 液体燃料又は気体燃料を使用するボイラーにあつては、必要に応じ、炎が立ち消えた場合の安全確保装置、未燃ガスが滞留するおそれのあるものにおける点火前及び消火後の未燃ガス自動排出装置、温度が過度に上昇した場合における燃焼の自動停止装置、電気を使用して燃焼を制御する構造等のものにおける停電時の自動燃焼停止装置などの安全装置を設けること。（第3条第1項第19号の2関係）
- チ 気体燃料を使用するボイラーの配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。（第3条第1項第19号の3関係）
- ツ 電気を熱源とするボイラーにあつては、耐熱性を有する電線、接続器具等の使用及び短絡防止措置、温度が過度に上昇した場合における熱源の自動停止装置などの措置をとること。（第3条第1項第20号関係）
- テ ボイラーの周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。（第3条第2項第1号関係）
- ト ボイラー及びその附属設備は、点検できるように設置するとともに、亀裂、破損、摩耗、漏れその他必要な事項について点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。（第3条

## 【第4条（ボイラー）】

第2項第2号関係)

ナ 液体燃料を使用するボイラー及び電気を熱源とするボイラーにあつては、第3条第2項第2号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定めるものに行わせること。(第3条第2項第3号関係)

ニ 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。(第3条第2項第4号関係)

ヌ 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのあるボイラーにあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。(第3条第2項第5号関係)

ネ 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。(第3条第2項第6号関係)

ノ 入力350キロワット以上のボイラーにあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓、出入口等に防火戸を設けた室内に設けること。ただし、ボイラーの周囲に有効な空間を保有する等火災予防上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。(第3条第3項第関係)

ハ その他液体燃料を使用するボイラーの位置、構造及び管理の基準について、次の規定を準用する。(第3条第4項第関係)

(ア) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関すること。(第35条関係)

(イ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準等に関すること。(第36条の2関係)

(ウ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準等に関すること。(第36条の3関係)

(エ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関すること。(第36条の3の2関係)

(オ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの技術上の基準等に関すること。(第36条の4関係。ただし、第2項第1号、第2号、第4号及び第11号は除く。)

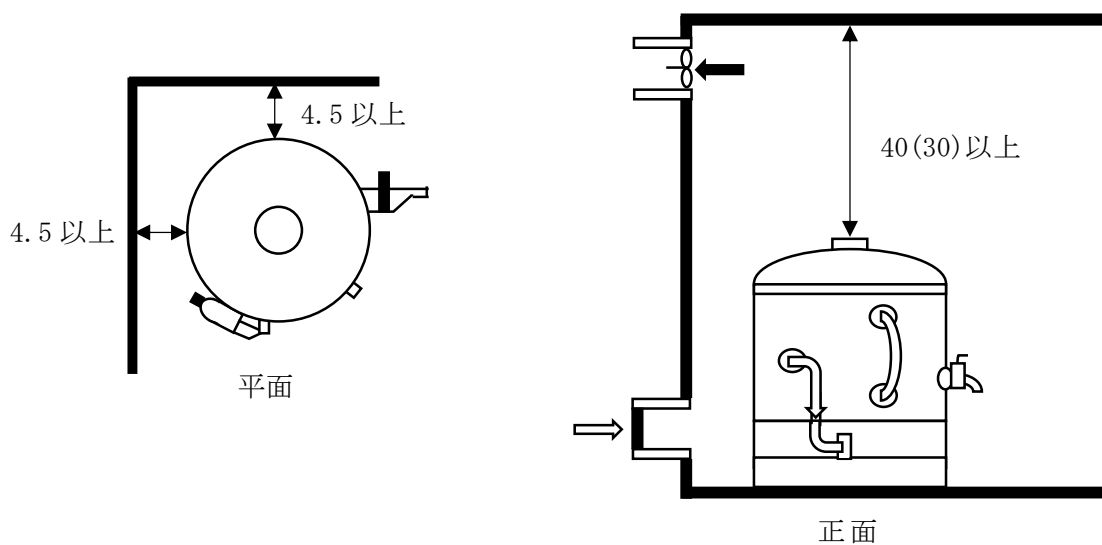
(カ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準等に関すること。(第36条の5関係)

(2) (1) ハ(第3条第4項関係)は、灯油、重油その他の液体燃料を使用するボイラーに係る危険物規制について規定したものである。当該液体燃料は危険物に該当するものであるため、その貯蔵し、又は取り扱う数量が指定数量未満の場合は第4章の該当条項の規制を、指定数量以上の場合は危政令等の危険物関係法令の規制を受けることとなる。

5 一般的な設置例

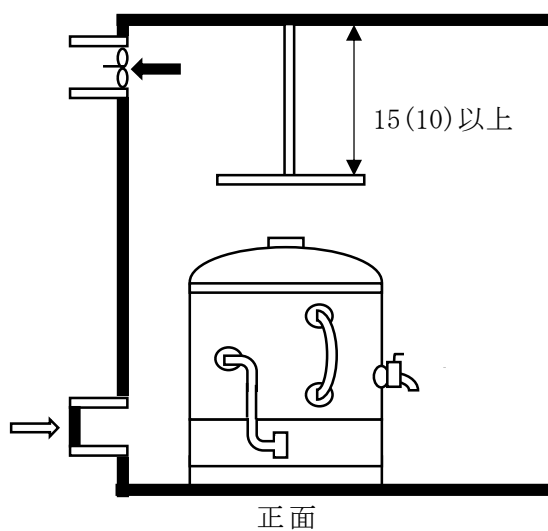
一般的な設置例として、「8 離隔距離」の数値（単位：センチメートル）を図で示すと、下図のとおりとなる。

(1) 気体燃料・開放式・フードを付けない場合（7キロワット以下）



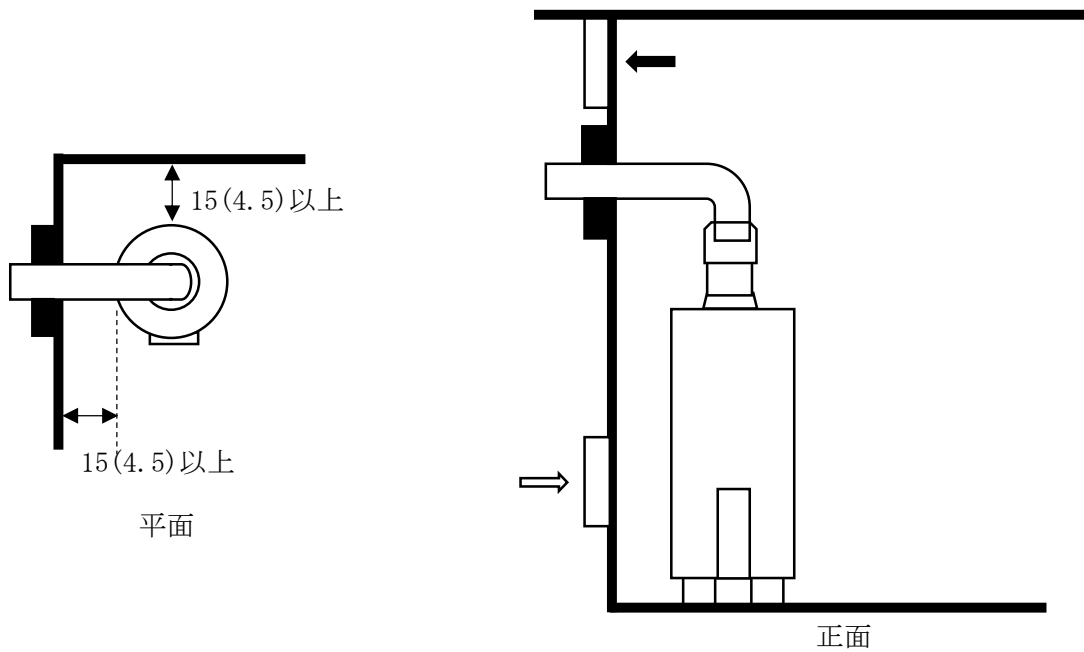
※ （ ）内の数値は、防熱板取付など不燃措置した場合の寸法（以下、本条【解説】において同じ。）

(2) 気体燃料・開放式・フードを付ける場合（7キロワット以下）

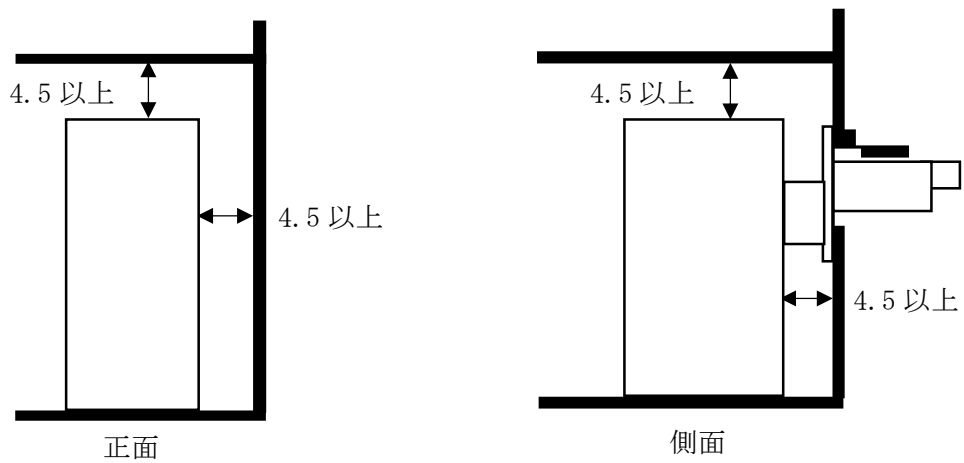


【第4条（ボイラー）】

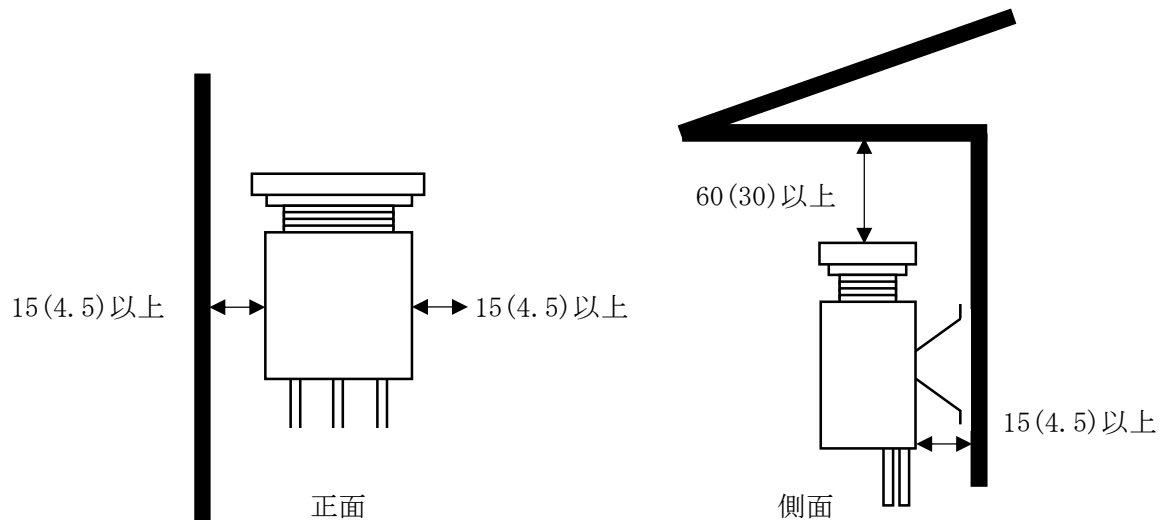
(3) 気体燃料・半密閉式（不燃以外は12キロワットを超え42キロワット以下、不燃は42キロワット以下）



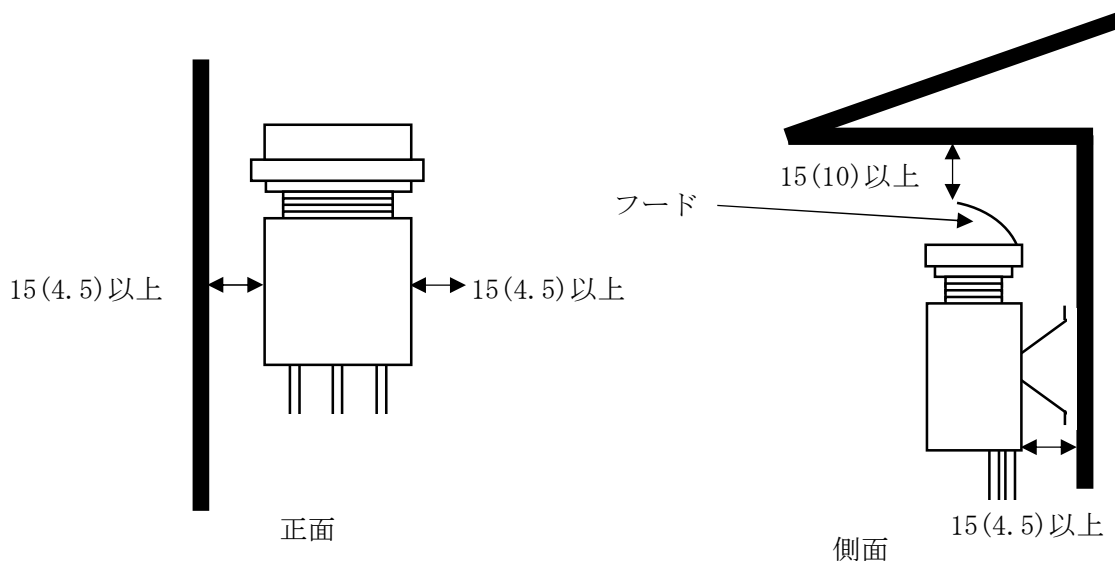
(4) 気体燃料・密閉式（42キロワット以下）



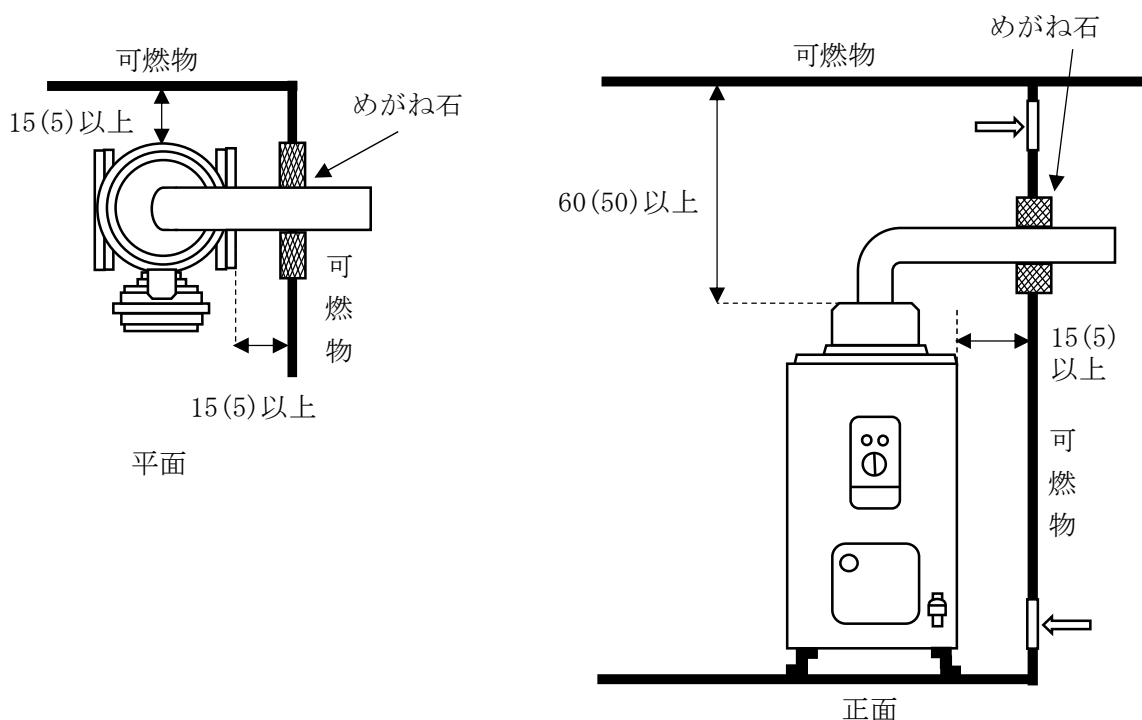
(5) 気体燃料・屋外用・フードを付けない場合（42キロワット以下）



(6) 気体燃料・屋外用・フードを付ける場合（42キロワット以下）



(7) 液体燃料（12キロワットを超え70キロワット以下）



(8) 収納スペースに設置する密閉式（FF式）ボイラー

密閉式ボイラーをコア部分に設置する場合は、扉を設けないことが原則であるが、次の条件を満たしたものは、扉を設置することができる。なお、本内容については、密閉式（FF式）の給湯湯沸設備を収納スペースに設置するときと同内容である（第12条【解説】参照）。

ア 収納スペースの壁、天井及び床は、金属以外の不燃材料とすること。

イ 壁、扉と機器本体の離隔距離は、気体燃料を使用する場合にあっては4.5センチメートル、液体燃料を使用する機器にあっては1.5センチメートル以上の離隔距離を設けること。

ウ 扉の内面は不燃材料とし、容易に開閉ができること。

エ 換気のために上部及び下部にそれぞれ500平方センチメートル以上又は扉面積の5パー



## 【第4条（ボイラー）】

- セント以上（設置にあたっては、どちらか面積の大きい方）の換気口を設けること。
- オ 扉を開いた状態で、保守点検のための前方スペースが十分確保されていること。
- カ 扉を閉めた状態で、燃焼状態が確認できるコントローラー等を外側に設けること。

### 6 届出関係（第66条、規則第17条関係）

第66条（火を使用する設備等の設置の届出）【解説】を参照すること。

### 7 消火設備（第41条関係）

- (1) 政令の規定による消火器の設置義務が生じない防火対象物にボイラーが設置されている場合は、第41条第2項第3号に基づき、消火器を設けなければならない。
- (2) 消火器を設置する場合は、次の事項について考慮する。
  - ア 当該場所に至る各部分から、歩行距離20メートル以下とすること。
  - イ 適応する消火剤であること（政令別表第2参照）。
  - ウ 設置する消火器の能力単位は、1単位以上とすること。
- (3) 消火器の設置にあたっては、重複して設けないことができる場合があるため、第41条（消火器に関する基準）【解説】を参照すること。
- (4) 防火対象物に床面積200平方メートル以上のボイラー室があるときは、政令第13条第1項に基づき、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しなければならない。



## 8 離隔距離（別表第3関係）

条例に定めるボイラーの離隔距離は、下表のとおりである。

種類			入力	距離（センチメートル）				
				上方	側方	前方	後方	
気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5
			フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5
		半密閉式		12キロワットを超え 42キロワット以下	—	15	15	15
				12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5
		密閉式		42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	42キロワット以下	60	15	15	15
	フードを付ける場合		42キロワット以下	15	15	15	15	
	不燃	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉式		42キロワット以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式		42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	42キロワット以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	42キロワット以下	10	4.5	—	4.5
	液体燃料	不燃以外		12キロワットを超え 70キロワット以下	60	15	15	15
			12キロワット以下	40	4.5	15	4.5	
不燃			12キロワットを超え 70キロワット以下	50	5	—	5	
			12キロワット以下	20	1.5	—	1.5	
上記に分類されないもの			23キロワットを超える	120	45	150	45	
			23キロワット以下	120	30	100	30	

## 備考

- (1) 「気体燃料」及び「液体燃料」とは、種類欄に掲げる設備が、それぞれ気体燃料及び液体燃料を使用するものである場合をいう。
- (2) 「不燃以外」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。
- (3) 「不燃」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合をいう。
- (4) 距離（センチメートル）欄の「—」は、種類欄に掲げる設備又は器具の構造、使用実態等から、距離を定めないことを示す。
- (5) 「開放式」とは、燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼排ガスをそのまま室内へ排出するものをいう。
- (6) 「半密閉式」とは、燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼排ガスを屋外へ排出するものをいう。
- (7) 「密閉式」とは、給排気筒を外気に接する壁などを貫通して屋外に出し、送風機又は排風機によって強制的に給排気を行うものをいう。

## 【参考】ボイラーと給湯湯沸設備

先述のとおり、ボイラーとは、火気、燃焼ガス、その他高温ガス及び電気により加熱し、温水又は蒸気を供給する設備をいうが、JIS S2109（家庭用ガス温水機器）やJIS S3024（石油小型給湯機）は給湯湯沸設備として取り扱うこととしている。また、給湯湯沸設備とは、配管を通じて湯をほかの場所へ供給して使用する形態のものをいうが、いずれの場合も湯を供給するという観点では、同じような火気設備といえる。

## 1 離隔距離の比較（網掛けは、共通事項）

ボイラーと給湯湯沸設備について、離隔距離で比較すると、下表（1）から（4）までのとおりとなっており、気体燃料及び液体燃料を使用するものに関しては、基本的に同様の基準となっている。

## （1）気体燃料を使用するもの（不燃以外）

設備の種類				距離（センチメートル）				
				入力		上方	側方	前方
ボイラー	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下		30	4.5	－	4.5
		フードを付ける場合	7キロワット以下		10	4.5	－	4.5
	半密閉式		42キロワット以下		－	4.5	－	4.5
	密閉式		42キロワット以下		4.5	4.5	－	4.5
	屋外用	フードを付けない場合	42キロワット以下		30	4.5	－	4.5
		フードを付ける場合	42キロワット以下		10	4.5	－	4.5

設備の種類				距離（センチメートル）					
				入力		上方	側方	前方	後方
給湯湯沸設備	半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え 42キロワット以下		ボイラーと同じ			
		瞬間型		12キロワットを超え 70キロワット以下		ボイラーと同じ			
	密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え 42キロワット以下		ボイラーと同じ			
		瞬間型	調理台型	12キロワットを超え 70キロワット以下		－	0	－	0
			壁掛け型、据置型	12キロワットを超え 70キロワット以下		ボイラーと同じ			
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え 42キロワット以下		ボイラーと同じ			
			フードを付ける場合	12キロワットを超え 42キロワット以下		ボイラーと同じ			
		瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え 70キロワット以下		ボイラーと同じ			
			フードを付ける場合	12キロワットを超え 70キロワット以下		ボイラーと同じ			

【第4条（ボイラー）】

（2）気体燃料を使用するもの（不燃）

設備の種類			入力	距離（センチメートル）			
				上方	側方	前方	後方
ボイラー	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5
		フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5
	半密閉式	12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15	
		12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5	
	密閉式	42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	屋外用	フードを付けない場合	42キロワット以下	60	15	15	15
フードを付ける場合		42キロワット以下	15	15	15	15	

設備の種類			入力	距離（センチメートル）				
				上方	側方	前方	後方	
給湯湯沸設備	半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	ボイラーと同じ				
		瞬間型	12キロワットを超え70キロワット以下	ボイラーと同じ				
	密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	ボイラーと同じ				
		瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	ボイラーと同じ			
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	ボイラーと同じ			
			フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	ボイラーと同じ			
		瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	ボイラーと同じ			
			フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	ボイラーと同じ			

（3）液体燃料を使用するもの

設備の種類			入力	距離（センチメートル）			
				上方	側方	前方	後方
ボイラー	不燃以外	12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15	
		12キロワット以下	40	4.5	15	4.5	
	不燃	12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5	
		12キロワット以下	20	1.5	—	1.5	

設備の種類			入力	距離（センチメートル）			
				上方	側方	前方	後方
給湯湯沸設備	不燃以外	12キロワットを超え70キロワット以下	ボイラーと同じ				
	不燃	12キロワットを超え70キロワット以下	ボイラーと同じ				

【第4条（ボイラー）】

（4）気体燃料、液体燃料に分類されないもの

設備の種類	入力	距離（センチメートル）			
		上方	側方	前方	後方
ボイラー	23 キロワットを超える	120	45	150	45
	23 キロワット以下	120	30	100	30

設備の種類	入力	距離（センチメートル）			
		上方	側方	前方	後方
給湯湯沸設備	—	60	15	60	15

2 準用規定（第3条）の比較（網掛けは、ボイラーのみ該当する事項）

ボイラーと給湯湯沸設備について、それぞれの設備の位置、構造及び管理の基準に係る準用規定で比較すると、下表のとおり、ボイラーの風道の構造以外は、基本的に同様の基準となっている。

設備の種類				ボイラー	給湯湯沸設備
条				第4条	第12条
項	号		条文の概要		
1	1	ア	火災予防上安全な距離（別表第3炉の項に掲げる距離）の確保	○	○
		イ	火災予防上安全な距離（平成14年消防庁告示第1号に掲げる距離）の確保	○	○
	2	-	可燃物が落下、接触しない位置への設置	○	○
	3	-	可燃性ガス、蒸気が発生しない位置への設置	○	○
	4	-	階段、避難口等の避難経路の確保	○	○
	5	-	燃焼に必要な空気の流入、有効な換気の確保	○	○
	6	-	屋内に設ける場合の床又は台の構造	○	○
	7	-	火災発生のおそれのある部分の構造	○	○
	8	-	地震等により転倒、亀裂、破損しない構造	○	○
	9	-	表面温度が過度に上昇しない構造	○	○
	10	-	屋外に設ける場合の措置	○	○
	11	-	開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉を設ける場合の措置	×	×
	12	-	溶融物があふれるおそれのある構造の炉に係る溶融物の安全誘導装置の設置	×	×
	13		削除		
	14	ア	熱風炉に附属する風道の構造（風道並びにその覆い及び支枠の設置）	○	×
		イ	熱風炉に附属する風道の構造（炉から防火ダンパーまでの部分と建築物等との離隔距離等）	○	×
		ウ	熱風炉に附属する風道の構造（給気孔へのじんあい混入防止措置）	○	×
	15		固体燃料を使用する炉の構造	○	○
16	ア	固体燃料の灰捨場と建築物等との離隔距離	○	○	
	イ	固体燃料で、多量の燃料を使用する燃料置場の火源との離隔距離	○	○	
17		削除			
18	ア	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンクの漏れ、飛散等の措置）	○	○	

## 【第4条（ボイラー）】

設備の種類			ボイラー	給湯湯沸設備	
条			第4条	第12条	
項	号	条文の概要			
	イ	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（地震等による燃料タンクの転倒・落下措置）	○	○	
	ウ	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンクとたき口の離隔距離）	○	○	
	エ	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンクの鋼板の厚さ、強度）	○	○	
	オ	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（屋内に燃料タンクを設ける場合の措置）	○	○	
	カ	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンクの架台）	○	○	
	キ	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンク配管の開閉弁）	○	○	
	ク	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンク又は配管のろ過装置）	○	○	
	ケ	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンクの燃料の量の自動覚知装置）	○	○	
	コ	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンクの水抜き）	○	○	
	サ	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンクの通気管等、屋外に設ける場合の雨水侵入防止措置）	○	○	
	シ	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（燃料タンク外面のさび止め措置）	○	○	
	ス	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（異常燃焼防止のための減圧装置）	○	○	
	セ	液体燃料を使用する炉の附属設備の構造（予熱方式の炉に係る過度の予熱防止措置）	○	○	
19	本文	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の構造	○	○	
	ア	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の配管の金属管使用等	○	○	
	イ	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の配管の接続方法	○	○	
	ウ	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の配管の差込み接続の場合の措置	○	○	
19の2	ア	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の安全装置（炎立ち消えによる安全確保装置）	○	○	
	イ	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の安全装置（未燃ガスの自動排出装置）	○	○	
	ウ	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の安全装置（過度な温度上昇に対する燃焼停止装置）	○	○	
	エ	液体燃料又は気体燃料を使用する炉の安全装置（電気による燃焼制御等ができる炉に係る停電時の自動燃焼停止装置）	○	○	
19の3	-	気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備を設置してはならない場所	○	○	
20	ア	電気を熱源とする炉の電線、接続器具等の耐熱及び短絡防止措置	○	○	
	イ	電気を熱源とする炉の過度な温度上昇に対する自動熱源停止装置	○	○	
2	1	-	炉の周囲の整理、清掃及び可燃物の放置	○	○

## 【第4条（ボイラー）】

設備の種類				ボイラー	給湯湯沸設備
条				第4条	第12条
項	号		条文の概要		
	2	-	炉及び附属設備の点検、整備	○	○
	3	-	液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉の点検、整備を行う者の指定	○	○
	4	-	本来の使用燃料以外の燃料使用	○	○
	5	-	異常燃焼を生ずるおそれのある炉の監視人配置	○	○
	6	-	燃料タンクの遮光、転倒、衝撃防止措置	○	○
3	-	-	入力350キロワット以上の炉の設置場所の要件	○	○
4	-	-	液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準の準用	○	○